

第202000284060号
令和3年3月9日

鳥取県国民健康保険運営協議会
会長 石川 真澄 様

鳥取県福祉保健部長 宮本 則明



諮 問 書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、法第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針を作成することについて、別添「第2期鳥取県国民健康保険運営方針（案）」により定めたいので、諮問します。

（担当）健康医療局医療・保険課国民健康保険担当 平尾
電話 0857-26-7975

第2期鳥取県国民健康保険運営方針の概要

《理念》 国民皆保険と持続可能な国保制度の堅持

一 基本的事項

- 1 策定の目的**
県と市町村が一体となり国保の事業を共通認識の下で実施する。
- 2 策定の根拠規定**
国民健康保険法第82条の2
- 3 運営方針の対象期間**
令和3年4月～令和6年3月（3年間）
- 4 PDCA サイクルの確立**
 - ・毎年度、県運営協議会に報告・評価
 - ・見える化の推進
 - ・保険料水準平準化のためのKPI設定（地域差の解消）
- 5 運営方針の見直し**
- 6 運営方針の公表**
- 7 各種計画との整合性**
- 8 第1期運営方針の取組状況 ※ 新設**
 - ・平成30年度国保制度改革は、大きな混乱もなくひとまず順調にスタートを切り、新制度の定着や国保財政の安定化に向け、県と市町村が連携して運営を行っている。
 - ・納付金について、医療費水準を反映させない取扱いは、影響を考慮して、その実施時期及び段階的な対応などを検討中
 - ・市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組みを検討中
 - ⇒ 県も保険者として保健事業の取組を一層推進し、健康寿命の延伸と医療費の適正化につなげることを目的として、市町村支援のための県国保保健事業を実施
- 9 主な見直し内容 ※ 新設**
 - ・県の取組の他、市町村の取組を規定
 - ⇒ KPIの設定とPDCAサイクルの確立
 - ⇒ 見える化の推進
 - ・保険者努力支援制度で評価される項目に重点的に取組む、国交付金を活用し財政基盤の強化を規定
 - ・保険料水準の平準化の取組を更に進めることとし、保険料水準の統一を目指すことを規定
 - ・収納率目標から一定割合を超えた収納率を達成した市町村に交付金の追加交付を規定（将来目標：97%）
 - ・県全体の国保保健事業の指針である県データヘルス計画の策定と、県と市町村の国保保健事業の見直しを規定

二 国保の医療に要する費用及び財政の見直し

- 1 医療費の動向と将来の見直し**
 - (1) 保険者及び被保険者等の状況
 - (2) 医療費の動向
- 2 財政収支の改善**
 - (1) 市町村国保の財政運営の現状
 - (2) 国保の財政運営の考え方
 - (3) 県国保特別会計の考え方
- 3 赤字解消・削減の取組、目標年次等**
 - (1) 解消・削減すべき赤字の定義等
 - (2) 赤字解消・削減の取組
- 4 財政安定化基金の運用**
 - (1) 財政安定化基金の設置
 - (2) 市町村の財政調整基金
 - (3) 財政安定化基金の運用の基本的な考え方
 - (4) 激変緩和への活用
- 5 保険者努力支援制度を活用した財政基盤の強化**
国交付金による納付金総額の引き下げ

三 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

- 1 基本的な考え方 ※ 新設**
保険料水準の平準化の取組を更に進めることとし、保険料水準の統一を目指す。
- 2 納付金の算定方法**
国の基準に示された算定方式を基本とし、納付金の額は、県全体の保険給付費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して配分額を決定する。
- 3 保険料(税)水準のあり方**
 - (1) 基本的な考え方
将来的な保険料率の統一化については、市町村の具体的な意見を伺い、県運営協議会に諮る。
 - (2) 保険料(税)の現状
- 4 標準保険料率の算定方法**
県が行う市町村標準保険料率の算定方法は、国の基準に示された算定方式を基本として算定する。
なお、標準保険料率は、将来的な保険料水準統一に向けた指標として活用できるよう、その算定方式について具体的な検討を進める。

四 保険料（税）の徴収の適正な実施

1 保険料（税）徴収の現状

- ・県内市町村の平均収納率は94.81%（令和元年度）と上昇傾向にある。
⇒ 市町村ごとの収納率は、町村部が高く、市部は低い傾向にある。

2 収納対策

- ・収納不足に対する要因分析と収納率目標の設定
⇒ 収納率の向上を図るため、次表の「保険者規模別収納率」と「標準的収納率」（市町村の直近3か年の平均）のいずれか高い率を毎年度の「収納率目標」とする。（将来目標：97%）

年間平均一般被保険者数	保険者規模別収納率
5千人未満	95%
5千人以上～3万人未満	93%
3万人以上	91%

※「広域化等支援方針」の収納率目標を準用

- ・県の取組
- ・市町村の取組

四の2 資格管理の適正な実施

※ 新設

1 資格管理の現状

2 資格管理の適正化対策

- ・県の取組
- ・市町村の取組

五 保険給付の適正な実施

1 保険給付の現状

- (1) 療養の給付
- (2) 療養費等の支給
- (3) その他

2 保険給付の適正化対策

- (1) 療養の給付
 - ・県の取組
広域的な観点での保険給付の点検
レセプト点検の充実強化
 - ・市町村の取組
レセプト点検の充実強化
- (2) 療養費等の支給
以下の項目について、県と市町村の取組を規定
 - ・海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金
 - ・柔道整復師の施術

3 その他

- (1) 第三者求償の取組強化
- (2) 大規模な不正請求事案への対応
- (3) 高額療養費の多数回該当の取扱い

六 医療に要する費用の適正化の取組

1 取組の方向性 ※ 新設

- (1) 市町村の健康づくりへの取組評価・促進策
- (2) データヘルスの推進
 - ・県データヘルス計画の策定
⇒ 県全体の国保保健事業の指針
 - ・県・市町村の取組を規定
- (3) 適正化に資する取組に対する財政支援等
2号交付金、国交付金（ヘルスアップ事業）を活用
- (4) 医療費適正化計画との関係
⇒ 健康寿命の延伸と適正化対策の推進。地域差の解消

2 健康の保持増進の推進

以下の項目ごとに、現状、県と市町村の取組を規定

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導
- (2) 糖尿病性腎症の重症化予防
- (3) その他の生活習慣病に係る重症化予防
- (4) 重複服薬・多剤投与対策の推進
- (5) 医療費通知の実施
- (6) 広く被保険者に対して行う予防・健康づくり
- (7) たばこ対策
- (8) 高齢期における口腔の健康づくり
- (9) 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施

3 適切な医療の効率的な提供の推進

以下の項目ごとに、現状、県と市町村の取組を規定

- (1) 適正受診の推進
- (2) 後発医薬品の普及促進
- (3) 重複受診や頻回受診等に係る適正受診の指導

七 市町村が担う事務の効率化の推進

1 推進方針

費用対効果を考慮し、市町村事務の効率化に資するものを優先的に検討

2 第1期運営方針での合意事項

3 第2期運営方針で検討する項目

- (1) 費用対効果を考慮し、市町村事務の効率化に資するものを優先的に検討
- (2) 事業実施の方法の考え方
県データヘルス計画で保健事業の実施方法を検討
⇒ 市町村単独実施、圏域実施、県実施、委託実施

八 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携 九 市町村相互間の連絡調整

1 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携

他の保険（後期高齢医療、被用者保険、介護保険等）との連携

2 生活困窮者自立支援制度との連携

※ 新設

3 市町村及び国保連合会との連携

第2期鳥取県国民健康保険運営方針（案）の見直しについて

令和3年2月に実施しましたパブリックコメントの意見を踏まえて、次のとおり、運営方針（案）を見直しします。

パブリックコメントでの運営方針（案）	見直し（案）
<p>第9章 市町村相互間の連絡調整等</p> <p>1 市町村との連携</p> <p>本県における国民健康保険の安定的かつ円滑な運営を図るため、市町村の意見を聴取しながら、必要な調整、協議を行うために連携会議においてさらなる課題の検討を行います。</p> <p>また、引き続き作業部会において上記課題の検討を行います。</p>	<p>第9章 市町村相互間の連絡調整等</p> <p>1 市町村との連携</p> <p>本県における国民健康保険の安定的かつ円滑な運営を図るため、市町村の意見を聴取しながら、必要な調整、協議を行うために連携会議においてさらなる課題の検討を行います。</p> <p>また、引き続き作業部会において上記課題の検討を行います。</p> <p><u>なお、課題の検討に当たっては、その重要度などの必要に応じ、市町村長の意見を聴く機会を設けることとします。</u></p>